令和４年４月１日以降
に移住された方

申請書類チェックリスト／恵庭市移住支援金

１．予備申請

就業の場合は、就業後１ヶ月以内、起業又はテレワーク移住の場合は、本市に転入した日から１ヶ月以内に、「予備登録申請」をしてください。

- ☐ 恵庭市移住支援金交付予備登録申請書（様式第１号）

⬇

２．本申請

「予備登録申請」を行った方は、転入から３ヶ月以上１年以内（就業の方は就業から３ヶ月経過）に本申請をしてください。

■共通

次の全てに該当する。

- ☐ 本人確認書類（顔写真が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど））
  上記がない場合、氏名が確認できるものを２点以上（健康保険証、年金手帳など）
- ☐ 移住支援金の振込先口座確認書類（通等の写しなど）
- ☐ 移住元の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し（移住前の５年間の在住地及び在住期間が確認できる書類）
- ☐ 恵庭市の住民票
- ☐ 恵庭市移住支援金交付申請書（様式第２号）
- ☐ 恵庭市移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第２号の１）
- ☐ 恵庭市移住支援金事業に係る個人情報の取扱いに関する誓約書（様式第２号の２）

■東京23区へ通勤していた場合（被用者）

- ☐ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書や退職証明書等移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（任意様式）

■就業の場合

- ☐ 移住者の就業先の就業証明書（様式第３号の１）

■テレワーク移住の場合

- ☐ 移住者の就業先の就業証明書（様式第３号の２）

■起業の場合

- ☐ 地域課題解決型起業支援事業における起業支援金交付決定に係る通知書の写し

■世帯の場合

- ☐ 移住元の住民票の除票の写し等申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類

■18歳未満（申請日が属する年度の４月１日時点）の子がいる場合

- ☐ 移住元の住民票の除票の写し（胎児の場合、母子健康手帳）等申請者を含む18歳未満の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類